

平成30年 3月22日
午後 2時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (31名)

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民生部長兼 福祉事務所長兼 保険年金課長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総務部次長兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総務部次長兼 財 政 課 長	渡 邊 秀 樹	総務部次長兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民生部次長兼 健康推進課長	花 井 明 弘	民生部次長兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開発部次長兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開発部次長兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会計管理者兼 会 計 課 長	山 守 修	教育部次長兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘書企画課長	佐 藤 雅 人	危機管理課長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	市民課長兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久

環境課長兼 十四山支所長	柴田 寿文	福祉課長	山下 正巳
児童課長	大木 弘己	総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬 修
商工観光課長	大河内 博	土木課長	伊藤 仁史
下水道課長	小笠原 己喜雄	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田 裕幸	書記	土方 康寛
--------	-------	----	-------

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第2号 平成30年度弥富市一般会計予算
日程第3	議案第3号 平成30年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第4	議案第4号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第5	議案第5号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第6号 平成30年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第7	議案第7号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第8	議案第8号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第9	議案第9号 新市基本計画の変更について
日程第10	議案第10号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
日程第11	議案第11号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第12号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第13号 弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第14号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第15号 弥富市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第16号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第17号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第26号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第27号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第28号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第30号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第31 議案第31号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第33 議案第33号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第34 議案第34号 市道の廃止について
- 日程第35 議案第35号 市道の認定について
- 日程第36 議案第36号 平成29年度弥富市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第37 議案第37号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第38 議案第38号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第39 議案第39号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第40 議案第40号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(追加提案)
- 日程第41 請願第1号 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げることを求める意見書採択の請願について
- 日程第42 発議第1号 弥富市議会会議規則の一部改正について

- 日程第43 海部南部消防組合議会議員の選挙について
- 日程第44 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第45 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第46 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時02分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、朝日将貴議員と江崎貴大議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第 2 号 平成30年度弥富市一般会計予算

日程第 3 議案第 3 号 平成30年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 4 議案第 4 号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 5 号 平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 議案第 6 号 平成30年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 7 号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第 8 議案第 8 号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第 9 議案第 9 号 新市基本計画の変更について

日程第10 議案第10号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第11 議案第11号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及び  
ポスターの作成の公営に関する条例及び弥富市長の選挙における  
ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第12号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につ  
いて

日程第13 議案第13号 弥富市職員の退職管理に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第14号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条  
例の一部改正について

日程第15 議案第15号 弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の  
一部改正について

日程第16 議案第16号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第17号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第18 議案第18号 弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

日程第19 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第20 議案第20号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について

日程第21 議案第21号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

- 日程第22 議案第22号 弥富市子ども医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第26号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第27号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第28号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第30号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第31 議案第31号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第33 議案第33号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第34 議案第34号 市道の廃止について
- 日程第35 議案第35号 市道の認定について
- 日程第36 議案第36号 平成29年度弥富市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第37 議案第37号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第38 議案第38号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第39 議案第39号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第40 議案第40号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(武田正樹君) この際、日程第2、議案第2号から日程第40、議案第40号まで、以上39件を一括議題とします。

本案39件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長に求めます。

まず、炭竈総務建設経済委員長。

○総務建設経済委員長(炭竈ふく代君) 総務建設経済委員会に付託されました案件は、議案第2号平成30年度弥富市一般会計予算初め22件です。本委員会は、去る3月16日に委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第2号平成30年度弥富市一般会計予算、議案第3号平成30年度弥富市土地取

得特別会計予算、議案第7号平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算及び議案第8号平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計予算、以上4件を一括審査いたしました。

一般会計予算では、委員より、鯛浦地区及び佐古木・竜頭公園周辺の豪雨による排水対策が新年度予算で計上されなかった要因は。また、幾つかの対応をしていくとのことであるが、その内容はどの質問に、市側より、今年度、排水路検討事業を実施し、幾つかの案が示されたが、膨大な概算事業費であり、今後精査が必要になるためである。その中で今年度実施したのは、鯛浦地区下之割の水門部分の水路断面を広げる工事を弥富土地改良区に先行して実施してもらった。もう一つは、佐古木地区の佐古木地区水門にあるごみよけのスクリーンの目詰まり解消の問題を地元役員と協議の上、梅雨時までの方針を決めていく予定であるとの答弁があり、さらに同委員より、佐古木・竜頭地区のすり鉢状に低くなった部分を下水道の工事施工の際に上げる計画はどの質問に、市側より、道路に隣接した土地のかさ上げも同時に必要となるため、地元の同意が得られれば今後検討したいとの答弁がありました。

新庁舎建設事業では、委員より、新庁舎事務室環境整備支援業務委託料は、新庁舎建設事業費の備品購入費とは別かとの質問に、市側より、事務室、購入する事務用品のレイアウトの作成を行うための業務委託料であるため、別であるとの答弁がありました。

他の委員から、広域農業整備事業費が昨年に比べ600万円ほど減額になっている要因は及び30年度施行予定区域はどの質問に、市側より、今年度は路線延長の3分の1を施工するもので、道路舗装の下の部分を工事するものである。予定区域は地域農道の西中地地区であると答弁がありました。

さらに、同委員より、道路改良工事の市道鍋田23号線交差点改良2カ所となっているが、その内容はどの質問に、市側より、鍋田干拓の交差点2カ所の切りかえを行うものであるとの答弁がありました。

また、大型車進入禁止を促す内容の看板設置の検討はどの質問に、工事施工の中で現状を確認しながら検討したいとの答弁がありました。

また、観光振興推進事業では、委員より、アートアクアリウム展示はいつどのように行う予定かとの質問に、市側より、平成28年度市制10周年に開催したアクアリウムの再現として、秋の市民文化展が行われる11月9・10・11日を予定しているとの答弁がありました。

以上のような質疑があり、その後討論では、議案第2号及び議案第8号に対し、一般会計では、地方と国の負担割合を改める必要があり、国の負担を強く要望すること、また公共下水道事業特別会計予算では、国が将来負担の全体像を明らかにしなかったことに対して改める必要があるとの反対討論があり、それに対して、予算を執行するに当たって、一定の不公平が出るのはやむを得ないとの賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、議案第1号及び第8号は賛成多数で了承し、議案第2号及び

第7号は全会一致で了承しました。

続いて、議案第9号新市基本計画の変更についてから議案第17号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について及び議案第30号弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてから議案第35号市道の認定についてまで、以上15件を一括審査しましたが、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

次に、議案第36号平成29年度弥富市一般会計補正予算(第6号)、議案第39号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)及び議案第40号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、以上3件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明があり、その後質疑に入りました。

議案第36号では、委員から、新庁舎建設事業費は通常、継続費として計上されているが、繰越明許費として計上されている予算の内容はとの質問に、市側より、継続費で計上されているものは工事費及び工事に関する設計監理料で、繰越明許費の計上分は土地取得費、移転補償費の未払い分であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、金魚養殖業後継者育成事業補助金の減額分の内容はとの質問に、市側より、金魚養殖業の後継者を育成する事業に金魚組合を通じて助成する予定であったものが、生徒・先生側の都合により今年度開催が行われなかったことによるとの答弁がありました。

以上、質疑がありましたが、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上のような審査の経過と結果を御報告申し上げ、総務建設経済委員会の報告を終わります。

○議長(武田正樹君) 次に、鈴木厚生文教委員長。

○厚生文教委員長(鈴木みどり君) 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第2号平成30年度弥富市一般会計予算初め19件です。

本委員会は、去る3月15日に、委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第2号平成30年度弥富市一般会計予算、議案第4号平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算、議案第5号平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算及び議案第6号平成30年度弥富市介護保険特別会計予算、以上4件を審査いたしました。

平成30年度一般会計予算、社会福祉総務費では、委員より、自立支援業務委託料が昨年に比べ400万円減の要因はとの質問に対し、市側より、嘱託職員を雇用していたものが臨時職員にかわったことによるとの回答があり、児童福祉費では、他の委員より、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務委託の計画はどういった内容かとの質問に、市側より、30年



度に就学前小学生児童の親3,000人を対象にアンケートを実施し、子育てについての要望、サービスの満足度のニーズを調査し、翌年、アンケート結果をもとに32から36年度の計画を作成し、冊子による発刊を予定しているとの答弁があり、他の委員より、定員増はどこの児童クラブかとの質問に、市側より、桜第一、第二と栄南児童クラブであるとの答弁がありました。

さらに保健衛生費では、地球温暖化対策実行計画策定業務委託の内容はどの質問に、市側より、法律に基づき実行計画策定が義務づけられ、市が管理する全施設の温室効果ガスをいかに削減するかを目的に計画を策定するとの答弁がありました。

また、他の委員から、新火葬場完成までの予定と全予算額はどの質問に、市側より、来年度は基本設計、地質調査を、翌年度は実施設計、32年度3月までに完成、33年4月から供用を開始する予定である。工事予定額は、設計監理費を含め10億8,000万円であるとの答弁がありました。

教育費では、小・中要保護・準要保護児童学用品費補助金の予算が、昨年と比べ小・中それぞれ300万円ほどふえているその要因はどの質問に、市側より、対象見込み人数がふえたことによるものと、入学準備金を国の基準額に合わせたことによるとの答弁がありました。

以上のような質疑の後、討論に入り、議案第2号及び議案第4号から6号まで4議案に対し、一般会計では、市の数々の諸施策には賛同するが、保険料の値上げ、福祉センターのシャンプーやリンスを削減すること、国保特別会計では、他の社会保険と比べると大きな負担となっていること、後期高齢・介護保険特別会計ではサービスを受ける条件が厳しい中の値上げは賛同しかねるとの反対討論があり、別の委員からは、サービスを拡充すると必ず保険料は上がるため、サービスを公平に受けるにはある程度の負担はやむを得ない。市は健康宣言をし、介護予防、健康増進を推進していく立場は賛同に値するとの賛成討論がありました。

討論を終結し、採決した結果、議案第2号及び議案第4号から6号までの4議案は賛成多数で了承されました。

続いて、議案第18号弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてから議案第29号弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてまで、以上12件を一括審査いたしました。

議案第18号では、委員より、いじめ問題連絡協議会、専門委員会の構成メンバーはどの質問に、市側より、委員は20人以内とあるが、おおよそ10人くらいを想定している。内訳は、校長代表、教育委員会事務局、民生部児童課職員、児童相談所相談員、警察、市民の代表である。専門委員会は、弁護士、医師、心理カウンセラー、学識経験者など5名であるとの答弁がありました。

また、議案第29号、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正では、委員より、改正

内容及び既に条例を制定している他市の状況はとの質問に、資源ごみを持ち去る行為が頻繁に起きていても、その行為を規制するものがなかったため、市の許可を受けた者以外は持ち去りを禁止することを定めたものである。他市では、持ち去り行為を見つけたとしても罰則をすぐに科すことはできないので、なかなかなくならなかったといった状況であるとの答弁がありました。

以上のような質疑の後、討論に入り、議案第19号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第26号弥富市介護保険条例の一部改正についてに対し、繰入金など県の負担がないのと、介護保険16%負担増は賛同しかねるとの立場で反対討論がありました。

討論を終結し、採決をした結果、議案第19号及び議案第26号は賛成多数で了承し、議案第18号及び議案第20号から議案第25号並びに議案第27号から議案第29号までは全会一致で了承しました。

続いて、議案第36号平成29年度弥富市一般会計補正予算(第6号)、議案第37号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第38号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第3号)まで、以上3件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明を受け、審査に入りました。議案第36号では、委員より、中学校エアコン工事は夏までに終わる予定かとの質問に、工事は年度当初に発注するが、休み中に工事を予定しているため、休み前に終わることができないとの答弁がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長(武田正樹君) これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

通告に従いまして、まず反対討論を許します。

那須英二議員。

○7番(那須英二君) 通告に従いまして、反対討論をさせていただきます。

まず初めに、議案第2号平成30年度弥富市一般会計予算、議案第4号平成30年度弥富市国民健康保険特別会計予算、議案第5号平成30年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号平成30年度弥富市介護保険特別会計予算及び議案第19号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第26号弥富市介護保険条例の一部改正について、この6議案に対して反対討論を行うものでございます。

まず一般会計につきましては、新たな取り組みとして、児童クラブの定員増やタクシーチ

ケットの追加配付、また入学準備金の前支給、しかも12月に支給すること、そして妊産婦に対して産後の健診を拡充していくことについては、私としては評価できるところはございます。しかしながら、この少子化の時代に保育料の値上げ、また高齢者に対して健康に通っていただける福祉センターのシャンプーやリンスを廃止していくことなど、子供や高齢者に配慮した予算をお願いしたいと思っています。

子育て世代の定住化の促進のためには、やはり弥富の大きな魅力である保育料の部分に関しては、維持していく必要が私はあると思っています。

確かにほかの自治体よりは安いということではありましたが、本当に今、子育て世代の負担が大変なときに、弥富に移り住んでくる大きな理由といたしまして、こうした保育料が背景にあるということをやはりもっともっとメインに押し出していきたい。

また、福祉センターのシャンプー、リンス、予算としては80万、90万という予算の部分を削るために行うわけでございますけれども、やはり健康寿命を延ばして、これを逆に医療費の削減につなげていっていただきたいと思っています。

また、国保の件にいたしましては、国保の負担率は平均10%という中で、ほかの社会保険は7.6%であったり、5.6%という状況の中、ほかの社会保険より大きく高いものとなっております。この負担を近づけていく必要があるという中で、県一本化になったとはいえ、県の補助がないために、弥富市の市民の国保料は上がってまいります。県が繰り入れしないというもの自体がおかしいと思いますが、しっかりとこの部分に対しましては強く要請して、市民の負担を軽くするようお願いしたいと思っています。

介護保険料も今回16%という大きな値上げになります。しかも、負担はそうやって大きくなっていくのに対して、要支援の方々は総合支援サービスの対象となって、また小規模事業者では経営がしにくくなり、私の知る施設では訪問入浴事業をやめていく事業所もございます。もともとこうした事業が減っていくのは、どんどん国が負担を減らしたためでございます。それが根本の原因となっておりますけれども、住民の負担はどんどんとふえ続けております。軍事費や内部留保が多額にある企業ばかりを支援しないで、国民に目を向けた政治へと変えていくこと、そうした働きかけを自治体からも一層働きかけるようお願いを申し上げまして、この6件の議案に対して反対をさせていただきます。

**○議長（武田正樹君）** 次に、賛成討論を許します。

平野広行議員。

**○10番（平野広行君）** 議案第2号、平成30年度一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成30年度一般会計当初予算は178億2,000万円で、前年度比14.2%増と過去最高の予算となりました。これは新庁舎の建設工事のうち地盤改良工事、基礎工事が始まり、本格的に新

庁舎建設が始まることによるものであります。

歳入のうち全体の19.5%、34億7,890万円を市債が占め、その中で新庁舎関連のものは84%、29億2,070万円であります。財政面においては、緊急防災・減災事業債を起債することにより、当初予定の国庫補助金及び合併推進債を活用した場合よりも約7億7,000万円の一般財源所要額の圧縮が可能となり、市債の有効活用がなされたものと考えます。

また、防災関連予算では、桜保育所屋上への避難場所整備事業として約5,000万円が計上され、また地震等の災害発生時における市の業務機能を維持するため、業務継続計画、BCP策定の業務委託料も計上され、もっと災害に強いまちづくりに基づく予算計上となっております。

次に、市のPR活動としては、アートアクアリウム展示の委託料、スイーツのまち弥富、恋のまち弥富というキャッチフレーズを定着させ、市外からの来訪者をふやす目的のスイートハートプロジェクトへの補助事業費も計上され、金魚のまち弥富をアピールする予算が計上されております。

また、健康都市宣言のもと、健康長寿を目指し、健康づくり推進協議会のもと、体操を中心とした健康づくりを推進する方針に基づき、体育施設の整備事業費も計上されております。

さらに鍋田埠頭のコンテナ貨物取扱量の増加、鍋田南部地区の物流拠点に伴う交通量増加に伴う生活環境悪化への対策として道路整備事業費の増額、また市内各地の冠水対策としての排水設備及び土地改良事業費への予算も増額されており、昨年の台風による冠水対策が速やかに実行されるものであります。

以上述べましたことは、議案質疑、常任委員会にて質問し、確認しております。もっと災害に強いまちづくり、もっと人に優しく健やかなまちづくり、もっと豊かで活力あるまちづくりの3つの重要な視点に基づく予算計上となっており、30年度予算に賛成するものであります。

○議長（武田正樹君） 次に、反対討論を許します。

三宮十五郎議員。

○8番（三宮十五郎君） 私はこの議会で、先進国で異常な形で日本の低所得者の生活状態、収入が低下しているということを明らかにして、市にそうしたものへの対応を求めてまいりました。

これに対して、市当局は、その事実についてはお認めになりましたし、また民生部長のほうから、市の各種の減免制度などを使って対応していくというような趣旨の答弁があり、市長からも、市民の総意として国のほうにそうした施策を進めてほしいということを強く要請していくという趣旨の答弁もいただきました。

しかし、実際には、以前から私が強く申し上げておりますが、ここ数年、介護認定を受け

ている人で、身体障害者手帳を持っていなくて、市の制度によって税金の控除は障がい者並みに受けられるということで、証明証を発行している人たちが毎年1,000人近くおって、その状態はほとんど改善されておられません。実際に私どもがこの間も、介護している人たちの家族を訪ねてお話をしましても、そういう状態で身体障害者手帳をとれるとか、身体障害者手帳を取得すると、一定条件の人には医療費の無料制度とか市の手当制度、あるいはNHKの視聴料の減額だとか免除、あるいは交通費の免除、そういうものが受けられるということについても、実際にどうしたらいいかということや、それ自身を知らないという状態が、市は広報等で周知をしているというふうにおっしゃるわけですが、実際には改善が行われない状態が、遅々として進んでおります。私はやっぱり、今職員の皆さんも大変忙しい状態でありますので、退職したOBの中からそういうことに力を持っている職員にお願いするなどして、相談の専門員を配置して、具体的に一つ一つ解決していくことが、こうした問題の課題の解決につながっていくということで要請いたしました。今の仕組みの中で考えていくという御回答でございました。

実際にどの程度貧困が進んでいるかということで、例えば、介護保険の加入者の保険料を払う区分からも具体的に見ていただきたいと思いますが、平成28年度の決算時で、世帯全員が住民税の均等割を含めて非課税、そして御本人も年金等の収入が80万以下という人が1,198人、介護保険加入者全体、65歳以上の人の10%を超えております。

さらに深刻なのは、平成26年度には、要するに介護保険の加入者の中で本人が住民税の非課税だった人が38.9%でありましたが、何と28年度の決算では54.6%と1.4倍にもふえているんですね。本当に諸外国に比べて日本の貧困の進行、特に低所得者の人たちの生活の状態がすさまじい状態になっており、こうした人たちに寄り添いながら対応していく。とりわけ障害者基本法は、日本は、国際条約ですが、批准や対応が随分おくれておりましたが、それにいたしましてもいろいろな法整備がされて、健康な人たちと同じような状態の日常生活が送れるように医療やさまざまな施策の中で支援をしていくということが国と地方に法律で義務づけられておりますが、そういう人たちが、弥富で障害者手帳を取得する可能性がある人たちが1,000人近くもずっと放置されているという状態というのは、やはり私は、もちろんどうも聞くところによりますと弥富だけの状態ではないようではありますが、具体的にそういう問題を一つ一つ解決していくことが、私は地方自治体の大きな仕事の一つだというふうを考えておりますので、ぜひそういう立場で今後の施策に取り組んでいただきたいということ強く要請いたします。

特に愛知県と市町村の関係でございますが、総務省が発行しております「統計でみる都道府県のすがた2017」という比較資料で一番新しいものでありますが、数値は平成14年度の実績をもとにしております。民生費、人口1人あたりは、愛知県は18万1,000円で全国平均の

84%、都道府県別の順位では41番目であります。それから衛生費、人口1人当たり4万5,000円、全国平均の83%、これは43番目。教育費は11万6,000円、88%で45位であります。小学生1人当たりでいいますと44位、中学生1人当たりでいいますと47位、公立高校生1人当たりでいいますと47位というふうに、東京都に続く全国で2番目の財政力を持っている県が、先ほども那須議員の反対討論の中にもありましたが、国民健康保険などに対する負担だとかそういうものも以前しておったのに、一切今はしなくなっているというような中で、こういう状態が起こっております。

私は、この背景には愛知県が、例えば小牧の三菱の飛行機をつくる会社に、県税であります不動産取得税1社1工場に対して100億円というような減税をしていることが、本来は税金というのは所得の再配分と、それから実際に大変な人たちを支援するために使うということが一番中心であります。そういうことによりまして、非常に福祉や暮らしの予算にゆがみが出てきている。そして、平成20年度におきましては、65歳以上になって新たに重度の障がいになった人、2級以上の障がいになった人に対する県の手当が廃止をされまして、これにつきましては私どもからも提言をし、服部市長には随分頑張ってください、尾張9市、あるいは愛知県の市長会の総意として県に要請をいたしました。県がこれに対してとった態度は、65歳まで元気であった人は、もう既に備えができていますから支援する必要がないと、介護保険制度ができたからそっちで対応できるというようなことで一切改善をしようとしておりませんが、実際に介護保険の加入者がどういう状況かは先ほど申し上げたようなとおりでございますので、これは介護保険の加入者であると同時に65歳以上の愛知県下の老人の状態の一端を、弥富は全県的に所得のそう高いほうではありませんが、それにしましても、さっき言ったような割合というのは一端を示しております。こうした弱者に寄り添った、本当に血の通った施策を進めていただくことを強く求めます。

特に今回の予算議会は、国も地方もそうでございますが、森友問題で決裁した公文書が改ざんされて1年近くにわたって国会と国民を偽ってきた、こういう中で非常に皆さん苦勞しながら予算編成に当たられたと思いますので、皆さんの御苦勞に私どもも心を痛めるものがあります。やはり主権者は国民であり、住民福祉のために国も地方も全力を挙げることこそ憲法で定められた行政の役割でありますので、そういう立場でしっかりと向き合ってくださいということをお願いいたしまして、一般会計に対する反対討論と同時に、日ごろの皆様のさまざまな御尽力をさらに尽くしていただくことを強く要請します。

また、下水道問題につきましては、私どもの立場は従来も一貫しておりますが、将来負担の全体像を明らかにしないままで着手をして、そしてそれが集落排水などの事例でも既に明らかになっておりますが、80%、90%接続をしても、想定しております使用水量が計画の半分近くという状態であり、絶対に採算が合わない、そんな計画の中で進められていることも

ございまして、こうした問題について、幾ら進行中とはいえ、抜本的な見直しをしながら将来負担を少なくしていく。既に全国の多くのところで、実際のそれぞれの市町村の力量に見合う、あるいは都道府県の力量に見合う計画に大きく改善をされておりますので、弥富市もやはりそういう方向での努力を努められることを強く求めて、反対討論とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号から議案第18号まで、以上10件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第18号まで、以上10件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号から議案第25号まで、以上6件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第25号まで、以上6件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号から議案第40号まで、以上14件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第40号まで、以上14件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 請願第1号 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げを求める意見書採択の請願について

○議長（武田正樹君） この際、日程第41、請願第1号を議題とします。

紹介議員である三宮議員に請願の趣旨説明を求めます。

三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 請願第1号国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げることを求める意見書採択の請願について、趣旨の説明をさせていただきます。

事務局が配付しましたプリントの一番上段の最後のところ、「引き上げることを意見」となっておりますが、これは「求める」のミスプリントでございますので、まず訂正をしていただきたいと思います。

本題に入りますが、国民健康保険制度は1958年に、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療費面で具体化をして、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されました。当時、農家だとか、個人事業主だとか、あるいは定年退職をした人で一定の収入がある人だとか、そういう人たちの、どちらかというと当時も社会的には割方恵まれない人たちを、他の健康保険に入れられない人を加入者とした経緯もございますので、国民皆保険というのはここをきちんとすることだということで、この制度の中には保険税、大都市では保険料と言っておりますが、それ自身の減額や免除、全額の減額や免除も制度としてありますし、医療費の自己負担分につきましても、生活が困難な人につきましては一定の条件を設けて全額を免除するとか、あるいは減額をする、こういう制度があることで国民皆保険は担保されるということで、この制度があることで、日本の長寿命化が今日の状態をつくった土台にある制度であります。

ところが、近年ますます、先ほども申し上げましたけれども、多くは繰り返しません、所得の低い人たちがますますひどい状態になってこの加入者になっている。したがって、知事会自身は、1兆円の支援をしなければ当初国が言っていたようなものにはならないということで、1兆円を求め、市長会等もそうした知事会と思いを一つにしていろいろ要請をしてみました。ようやく3,400億円の支出ということと、あわせて、従来市町村が行ってございましたさまざまな見かねての支援は、国としては可能な限りやめていくということのようなことを言っておりますので、今回もそうした支援があっても愛知県では6割を超える市町村が値上げになっており、弥富もまた値上げになるものでございます。

払い切れない人たちにこうした負担を負わせるような制度というのは、やはり憲法の健康で文化的な最低生活の保障とか、制度発足のときの趣旨に比べるとかなり大きく崩れておりますので、ぜひ知事会、あるいは全国市長会、町村会、地方六団体が力を合わせて、それぞれ国民主権と憲法を守る、最低生活を守る、こういう立場でしっかりと向き合ってください。

残念なことに、今国は、そうした国民主権の土台だとか民主主義の土台を政府が踏み外しているような状態の中で、私はやっぱり国民の世論と、地方自治を守れ、国民の福祉と健康を守れという思いを大きく前進させることが、こうした状態を改善し、正常化していくかなめにもなると思っておりますので、皆さんの御賛同を求めて趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高浩君） ただいま提案されました請願第1号国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げることを求める意見書採択の請願について、反対の立場で討論をさせていただきます。

国は現行の低所得者を対象とした約1,700億円の財政支援に加えて、平成30年度から1,700億円の財政支援の拡充を決めております。まずは、この財政支援を確実に実行していただきたいと思っております。

また、地方分権の時代において、地方自治を進めていく観点からも、国からの一元的な財政支援によるものだけではなく、被保険者の予防、健康づくりや医療費の削減を保険者である市町村の努力によってなし遂げることに、我々市議会議員は知恵を出していくべきであると考えております。そして、この努力を国・県に示していくことで、保険者努力支援制度のインセンティブを得るべきであると考えます。したがって、反対をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

請願第1号は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立少数と認めます。

よって、本案は不採択と決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 発議第1号 弥富市議会会議規則の一部改正について

○議長（武田正樹君） この際、日程第42、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である堀岡議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 発議第1号弥富市議会会議規則一部改正につきまして提案理由を申

上げます。

この案を提出いたしますのは、議会広報編集特別委員会の構成員を変更するため必要があるからであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第43 海部南部消防組合議会議員の選挙について

○議長（武田正樹君） 日程第43、海部南部消防組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部消防組合議会議員に大原功議員、炭竈ふく代議員、佐藤高清議員、三浦義光議員、那須英二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第44 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

○議長（武田正樹君） 日程第44、海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを行います。  
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区環境事務組合議会議員に平野広行議員、早川公二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第45 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

○議長（武田正樹君） 日程第45、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区水防事務組合議会議員に鈴木良明さんを指名します。

お諮りします。

鈴木良明さんを当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した鈴木良明さんが海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された鈴木良明さんには文書をもって通知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第46 閉会中の継続審査について

○議長（武田正樹君） 日程第46、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成30年第1回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時59分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 朝 日 将 貴

同 議員 江 崎 貴 大